

**最近の判例から
マンション建築制限に関する都条例の
説明義務と損害賠償**

(東京地判 平八・八・三〇)

松尾 光章

Yは、本件制限は特殊な制限であり、Xがマンション建築予定を伝えなかつたから、責任はなく、仮に説明義務違反があつたとしても、それによつてXが損害を受けたとはいえない、と主張した。

二 判決の要旨

バブル期転売目的で購入した土地について、契約の際マンション建築に関する都条例の説明を媒介業者が説明しなかつたため損害を受けたとして賠償を求めた事案に關し、買主がマンション建設の予定を伝えていなくとも、立地条件等から予測可能のときは、媒介業者に説明義務があるが、同説明義務違反により買主が損害を被つたとは認められないとして、買主の請求を棄却した事例(東京地裁平成八年八月三〇日判決 確定 判例集未登載)。

一 事案の概要

買主Xは、平成元年一二月一九日、業者Yからの媒介で、売主Aから、文京区の土地(公簿面積二七九・九^{m²})を六億二八一〇円で買い受け、翌平成二年二月一日、引渡しを受けた。本件土地は、都営地下鉄春日駅から徒歩数

分の距離にある、第一種住居専用地域内の物件で、容積率は一五〇%であつた。しかし、間口は鍵型で(一边が四・七四m、他の一边が二・〇五九m)、開口部は六mに満たなかつた。Yは、重要事項説明の際、本件土地の容積率を一五〇%と説明したが、都建築安全条例一〇条の三の制限(延床面積五〇〇m²超)、〇〇m²以下のマンションについて、原則として六m以上の接道義務は説明しなかつた。Xは、転売目的で購入したため、本件契約締結時には容積率に関心がなく、また、建築業者から本件条例の制限の適用があり、容積率は一三三%になるとの指摘を受けても、一年程は異議を述べなかつた。

しかし、Xは、平成三年七月頃からYの責任を追求し、平成五年Yの重要事項説明義務違反であるとして、損害賠償を求めて提訴した。

からして、Yは、Xに対し建築基準法四三条の制限及び同条二項に基づく条例の規定である都条例一〇条三について説明義務があり、「仮にXが本件売買契約締結までにマンション等の建築予定をYに伝えていなかつたとしても、本件土地の立地条件や面積等に照らせば、本件土地の利用方法の一つとして、マンション等の建設は充分に予測可能であつたというべきであるから、そのような場合にまで重要な制限規定である本条についてYが説明義務を負わないとすることは、重要事項の説明を義務付けた宅地建物取引業法三十五条の趣旨に反することになる」。

しかし、Xは、本件売買契約の前後を通して、本件土地の容積率についてさほどの関心を抱いていなかつたうえ、本件土地の容積率についてYの説明すべき内容に照らし

てみれば、仮にYが本件売買契約の際、説明義務を尽くしたとしても、それによつて、Xが本件売買を取り止めるとか、代金の減額を請求するなどの事態は起らなかつたものと考へられ、Yの説明義務違反によりXが損害を被つたと認めるることはできない。

- (3) 従つて、Xの請求は理由がないから、棄却する。

三 まとめ

本件判決は、結論においてはXの請求を斥けたが、その判断過程において、「Xがマンション建築予定を伝えていなくても、予測可能であつたから、Yは、本件条例の説明義務がある」とした。

これまで、特殊の用途についての条例の制限は、Yの主張するように、買主が表明しなければ、説明しないのが多かつたと思われるが、本判決は、予測可能のときは説明義務があるとした。

厳しい判決であるが、業者としても、今後この判決を踏まえて対応することが必要となる。

最近の判例から

リゾートマンションの眺望阻害

(横浜地判 平八・ニ・一六)

伊藤 隆之

眺望をセールスポイントにしてリゾートマンションを販売した売主業者及び販売代理業者に対して、その眺望を阻害するマンションを建設したことについて、共同不法行為を認めた事例（横浜地裁平成八年二月一六日判決 判例集未登載）

を受けたが、Y₁は、平成四年本件マンションの東側数十戸の所に一一階建マンションを計画し、平成六年一二月その建築を完成させ、Y₂が分譲にあたつた。

Xは、Y₁、Y₂に対し、眺望が阻害されたとして損害賠償を求めた。

Y₁らは、本件契約には、「本件マンションの敷地周辺において、将来、Y₁又は第三者によって中高層建物が建築される場合があることをXが異議なく承諾する」旨の特約があると主張した。

二 判決の要旨

本件物件は、草津の町を眺望する高台にあるマンションの最上階の物件で、Y₁らは、販売にあたり、その眺望の良さを強調し、売買価格も一階より二六%高かつた。本件物件は、平成三年七月完成し、引渡し

裁判所は、(1)本件契約において、Y₁らはパンフレット等で眺望の良さを売り物として販売し、XはY₁らの説明から東側に建物が建つ可能性がないことを信頼して契約を締結し、Y₁らもこれを知り得たと解されるから、(2)X